

令和3年12月第4回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 令和3年12月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

会計管理者	鈴木正義
財政課長	和田暢祥
国保年金課長	石井健一
高齢者福祉課長	飛田雅章
下水道課長	中村正巳
水道課長	古西弘一

・連絡員

総務部参事	片岡和久
秘書広報課長	田中和彦
社会福祉課長	堀越和則
子育て支援課長	春日葉子
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育次長	関貴美代
教育総務課長	井口安弘
教育委員会参事(事)学校教育課長	鈴木浩明

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○監査委員選挙管理委員会

・議案説明者

監査委員事務局長	柿沼典夫
----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	日野原広志
副主幹	須賀澤勲
主査	嘉瀬順子
主任主事	今関雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

令和3年12月7日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

桜田秀雄議員並びに栗林澄恵議員より一般質問をするにあたって、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、12月3日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

最初に、改革クラブ、新見準議員の個人質問を許します。

○新見 準君

おはようございます。改革クラブ、新見準でございます。

まず、質問事項なんですけど、決算・予算案についてです。

歳入歳出を全体的に理解するために、そして市の財政管理をより正確にするために、貸借対照表、BSの作成が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を行うため、現金の出入りのみに着目した現金主義・単式簿記を採用しています。

将来にわたりトータルコストを把握する複式簿記・発生主義の企業会計的な手法を活用することが求められていたことから、本市では平成20年度から「総務省方式改訂モデル」により作成した貸借対照表のほか、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を公表してきました。

平成27年1月には、総務省から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準」が示され、これを受けて平成28年度から「統一的な基準」により作成した財務書類4表を公表しております。

令和元年度の財務書類4表の公表は、先月公表したところであり、令和2年度につきましては、年度内の公表に向けて作業を進めてまいります。

○新見 準君

一応、BS、1年遅れですか、公表されていますが、決算・予算案はリアルタイムにBSを出していただければ、非常によく見えてくると私は考えています。

現在、木を見て森を見ずという言葉がございますが、私は、葉っぱを見て森を見ずのような気がいたします。メガポリスである東京都でさえ、BSは出しております。石原慎太郎都

知事のときかな。300億から超える予算でBSを作るにはなかなか難しいと思いますが、極力、努力をしていただいて、そして、なおかつ、私、大切だなと思っているのは、財産目録、特に市が所有している土地、建物等の財産目録、これを付けていただければと願う次第でございます。それに300億を超える財政のBSの作成には、税理士でも、はっきり言って難しいところはあります。ですから、公正、公平、透明性を考えれば、公認会計士が必要と考えます。市の顧問に公認会計士を依頼すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

貸借対照表の作成を含めた財政書類4表の作成につきましては、地方公共団体情報システム機構から提供を受けました地方公会計標準ソフトウェアを使い、職員が手作業で作成してまいりました。ソフトウェアの利用及びサポート体制が令和4年3月31日で終了することに伴い、来年度以降は、市独自に新たなシステムを導入する必要が生じております。

現システムは、手作業による部分が多くを占め、公表までに多くの時間を費やしておりましたが、新たなシステムを導入した後も手作業による作成が基本となりますが、当面の間は、必要な作業が資料の収集と提出のみとなり、仕分けから作成まで一貫した作業は委託で行われるため、公表までの時間がこれまでより短縮できることが期待されます。

市の顧問に公認会計士を依頼すべきとのご質問でございますが、県内の自治体で公認会計士を顧問として依頼している団体はないものの、財務書類4表の作成を委託している税理士法人等に、公認会計士の配置を条件にしている自治体があると聞いておりますので、依頼する必要性、効果などを検証し、調査・研究してまいりたいと考えております。

○新見 準君

前向きな返答、ありがとうございます。調査・研究で終わらず、少しでもいいので一步一步前進していただきたいと思います。

確定申告のとき、青色申告、BSを付けると、65万円の控除が出ますが、あれはなぜかという、BSを付けることによって、全体的な支出、財産等々がはっきりと見えてくるからです。そのために65万円付けているんですね。PLだけですと、10万円、それだけ重要なものと、税務署、国税局も見ているわけです。そういった、民間にはそういうふうにやらせてという言い方はあれですけども、お願いしていて、公共である地方自治体が積極的にやらないというのは、いかがなものかと考えております。ぜひとも進めていただきたいと思えます。

それでは、2番目の学校給食。

給食用物資売買業者、6月の定例会での質問への答弁では、給食用食物売買業者は20業者とのことでしたが、その後、納入業者は増えたのでしょうか、減ったのでしょうか。よろしく申し上げます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校給食用食材の調達にあたりましては、本年6月定例会の一般質問で答弁したとおり、米穀類及びパン並びに牛乳のほか、肉、野菜、加工品及び調味料は、市内及び近隣の20の業者から調達しており、その後、納入業者は増えてはおりません。

これを踏まえ、教育委員会では、学校給食における食材品質の安全性及び納入の安定性を確保しつつ、納入業者を拡充し、給食献立のさらなる充実を図ることを目的に、学校給食用物資納入業者登録制度を創設するため、現在、必要な要綱等の整備に向けて事務を進めておるところでございます。

○新見 準君

徐々に進めているということ。

ただ、前回、市のホームページ、そして広報等に業者の参加を呼びかけるというふうにおっしゃっていましたが。確かにホームページには載ってます。しかし、一から見ていると、なかなか見つからない。そこに給食と入れてやっと出てきたということで、普通の業者がそこまで探すかなと思います。もうちょっと簡単に表に出していただきたいし、それに広報に一度も出ていませんよね。広報にも載せると、募集をかけるというふうにおっしゃったのですから、これはしっかりと約束を守っていただきたい。

また、今、非常に食料というか、食物はどんどん値上げして、野菜も安くもあつたりなんかして変動が激しいですけれども、豚肉等々は、横芝とか匝瑳とか、あちらの方では養豚が盛んなので、市と市が提携して安価で安定的な肉を確保するというのも、市と市の友好上、非常に役立つし、給食の食材の安定化、安価にもつながるのではないかと私は考えています。その辺、教育長、考えていただければ、非常にありがたいです。

それでは、2番目、公益財団法人千葉県学校給食会は、どのような団体なんでしょうか、お教えください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

公益財団法人千葉県学校給食会は、千葉県内の学校教育活動の一環として行われる学校給食の円滑な実施及びその充実と発展に努めることにより、学校における「食育」の推進を支援し、広く児童・生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的に設立された団体です。

同会では、主に千葉県内における安全・安心な給食用物資の計画的かつ合理的な安定供給を行うほか、給食用物資の衛生・品質管理、学校給食の普及・充実活動、学校給食に関する情報収集及び提供などの事業を行っております。

千葉県内では、54の全ての市町村が千葉県学校給食会と食材の取引をしており、本市におきましても、主食であるご飯、パンをはじめ、野菜や加工品などを購入しております。

○新見 準君

全ての市町村が学校給食会に加盟していらっしゃるが今おっしゃいましたが、加盟はしているでしょうけれども、例えば印旛郡市のなどは独自で、成田もそうだったかな、独自で炊飯をし、またパンも町の業者に発注しているというふうなことをしております。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、この間、石井議員の質問のときに八街市では炊飯の工場というか、機械は設置しておりませんと聞いておりますけど、なぜ最初から炊飯を考えなかったのか、ちょっと不思議なんですけど、答えはできる範囲で結構なんですけど、教えていただければ。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

石井議員の答弁の中で、炊飯の設備は給食センターの方では備えていないという答弁をいたしました。ご飯等につきましては、学校給食会の方で主食であるお米だとか小麦等を給食会の方で購入しており、市内の業者さんの方でご飯の方は委託というか、そういうことで調達している状況ですが、すみません、なぜと言われると回答の方は、申し訳ありませんが、控えさせていただきたいと思います。すみません。

○新見 準君

学校給食会は、戦後、食料が集まらないときに給食の食材を確保するために、昭和20年代に一番最初にできたと聞いておりますが、今現在、それが必要なのかなという考えもあります。なぜならば、昨年、人口は違いますけども、北九州市で学校給食会を通さずにセンターの方が直接、炊いたご飯とか、それから町のパン屋さんに頼んで、給食のパンを直接仕入れるというようなやり方をしまして、年間に5千500万円浮いたという話も聞いております。

最終的な考え、基本的な考えは、学校給食を安くして子どもたちに、ちょっと矛盾した話かもしれませんが、おいしくて栄養価のあるものを提供する。このコロナ禍でかなり家庭環境、財政が厳しい家庭が多くなりました。そのためにも、少しでも給食費を下げさせていただければと私は考える次第でございます。

それでは、次に行きます。

市の集団健診の運営なんですけど、私は先月11月に集団健診、がん検診を受けました。コロナ禍もありまして完全予約ということで、今までは六区の農村センターとか、ああいうところで集まって来た者順番でやっていくというやり方でした。

この完全予約は非常にいいと思うんです。というのは、地元の近くに診療車が来てくださって来た者順でやっていくとなると、早くて1時間、長いときは2時間待たされたという経験がございます。ところが、今回、10分と待たないで、次から次へと回っていったんです。

健診を行っている方にもちょっとお話を聞きまして、このやり方は、私はいいと思うんですけどどう思いますかと。確かに一遍に来られたら右往左往するときがあると。どういうふうにさばいていくか、それが大変だと。予約の場合は、人数が把握できていますので、スムーズに健診を行える。そして待たせることもない。まして11月、寒い日もございました。その中でお年寄りを待たせるというのはいかがなものかと考えますので、ぜひとも、このシステム、コロナ禍が生んだよさといったら語弊があるかもしれないけれども、このシステム、完全予約システムを続けていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の集団健診のうち、各種がん検診や健康診査につきましては、コロナ禍にあっても、市民の健康管理の機会を確保するため、予約制として、3密を避けて実施しております。

予約制により、受診者が早朝から順番待ちをすることはなくなり、予定が立ちやすくなりました。また、検査終了までの待ち時間がほとんどなくなりました。市や検診機関では、1日当たりの検査人数が調整できるほか、時間ごとの受診者名簿による来庁確認ができるなど、受診者・市・検診機関それぞれにメリットがあり、負担の軽減につながっております。

今後につきましても、予約方法の改善に努めながら、コロナの感染状況にかかわらず、この予約制を続けてまいりたいと考えております。

○新見 順君

非常に前向きな答弁、ありがとうございました。これはぜひとも市民のために実行していただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で改革クラブ、新見順議員の個人質問を終了します。

次に、改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

改革クラブの桜田秀雄です。

私は3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、行政運営について、この中の飲酒運転撲滅宣言についてお伺いいたします。

6月に発生いたしました住野での事故、これは裁判中で、飲酒運転で、そして居眠りをしていましたと、このような内容の報道がされております。飲酒運転は、これは過失ではなくて故意ですから、犯罪にあたりますので断罪にされるべきだと私は考えております。

そこで市は、事故を受けて9月1日に「飲酒運転根絶宣言」、これをされましたけれども、まず、その中身と考え方についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年6月に発生した飲酒運転のトラックによる死傷事故を重く受け止め、悲惨な事故が二度と起きないように、市民の皆様方一人ひとりに「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意思を持っていただくため、9月1日に八街市として飲酒運転根絶に向けた強い意思を内外に表明する「飲酒運転根絶宣言」を行いました。

都市宣言の策定とは異なりますが、趣旨は同様のものであり、飲酒運転根絶に向けた宣言として意思表示はできたものと考えております。

今後も交通安全対策として飲酒運転の根絶を重点活動に掲げ、啓発等の運動を展開してまいります。

○桜田秀雄君

今の市長の答弁の中で、全国の皆さんに八街市の意思を示すことができた、このように考えている。そして、都市宣言とは多少異なるということでございますけれども、これから、あれだけの大きな事故で全国民から注目をされている都市でございますので、道路の整備を含めて様々な面で子どもたちの安全を守る施策を展開していく必要があると、そう思うんですが、市長の口からも都市宣言という話がありました。ぜひ、これは都市宣言に格上げをして、それで、市民の皆さんにご理解をいただくためには、やはり周知方法、これも考えなければいけません。

今、ポスター等で市民の皆さんにも呼びかけておりますけれども、本庁舎前の宣言塔は何本か立ってはおりますけれども、ここにこの撲滅宣言を都市宣言に格上げをして、提出をしていただいて、市民の皆さんにご協力をいただかなければ、これは実現できないわけですから、市民の皆さんの目に届くようお願いをしたいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

まず、宣言都市ということでございますけれども、内容としてはあまり、あまりとっては語弊がありますが、ほぼ同じような内容で、ほかで都市宣言をされているところの団体を見ますと、八街市がしたものとはほぼ同程度の内容でございます。あとは、これをどのようにPRとか広報していくかということになるろうかと思えます。

それで、ご提案のありました、今、立っています三角のポールのような形というようなことも、今お話がございましたが、今のところはそこまで考えておりませんで、庁舎にあります懸垂幕の設備があるんですが、あそこが空いている間はそこに掲げられればなというふうには、今考えてはおります。

あとは、今、ご発言の中で、市民の方々を含めて全国の方々にいろいろなこういうことを忘れてもらっては困るというようなこともあろうかと思えますので、これは来年度の話になりまして、具体的に私がどうこういう話ではないんですが、やはり、事故が起きた前後のある期間か何かを捉えて、八街市としての、そういった週間ですとか、そういった期間で運動を進めていくとかというようなことは、事故後のいろいろな会議の中でも発案としてはありましたので、その辺を具体化させていって、やはり、これはずっと八街市としての意思ということで続けていければというようなところは考えております。

○桜田秀雄君

山口県でしたか、光市というところには、おっばい条例という条例があります。おっばい宣言ですね、おっばい都市宣言。宣言から格上げして、都市宣言にして、まつりまでやられています、おっばいまつり。やはり市民の皆さんにインパクト、全国の皆さんにもそうですけれども、八街市でインパクトを発信する意味でも、やはり宣言に格上げをしていただきたいと思うんです。

交通事故、特に飲酒運転は、これは人が起こす事故ですから、人の意識改革ができれば、

これは大きな目標を達成することができるわけですから、これから長い間、積極的にこの施策、今、展開をしていくというお話がございましたけど、展開をしていただきたいなど、このことを要望しておきます。

次に、見守り隊の加入状況、今、八街市はどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

まずは、日頃、登下校時の児童生徒の見守り活動にご尽力いただいている地域のボランティアの皆様と児童生徒の安全確保のため、巡回や見守り活動に特段のご配慮をいただいております八街幹部交番の署員の皆様に、心から感謝申し上げます。

現在、各小学校が把握している見守り隊の数は14団体で、そのほかに個人・企業団体としてボランティアに取り組んでいる方がおります。人数は、14団体及びそのほかを含め262名の方々に活動していただいております。

通学路の交通安全対策において、見守り隊の活動はソフト面の対策の大きな柱であり、今後皆様のご協力をいただきながら活動の充実を図ってまいります。

○桜田秀雄君

今、答弁の中で、14団体ですか、262名という話でございますけれども、例えば、学校が小学校は9校ありますよね。全ての学校に設置されているのでしょうか。

○関教育次長（関 貴美代君）

学校の中に設置ということではありませんが、地区ごとに見守り隊ということで、隊を組んで活動させていただいております。

○桜田秀雄君

私は、住野での事故を受けて、あのときにいわゆる外線とかグリーンベルト、これが引かれていれば、これほど内外から厳しい批判を受けなくて済んだんだろうと、私は思うんですね。あの事故は完全に飲酒運転ですから、個人の事故ですから、幾ら行政が道路を整備しても防ぎようのない事故だったと思うんです。

そういう意味で、見守り隊の活動、僕はあの通りを何回か月1回程度、通るんですよ。そして、それに気付かなかったことに本当に自分自身も悔やんでいるんです。八街にしては、道幅も広いし、直線だし、いい方だなという、そういう認識でいたものですから、大変議員として恥ずかしいなど。これからああいう事故を二度と起こしたくない、悔やみたくない、そういう意味で質問しているんですけれども、見守り隊活動は、僕は全ての学区にあるのかなと思っていましたよ。実住小学校、僕の地域ですけれども、新見さんがいる笹引小学校、ここでもやられていますから、そう思っていたんですが。教育委員会としては、見守り活動をどのように考えて、指導するというか、指導できるのかどうか分かりませんが、教育委員会としてはどのように考えているんですか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

先ほどから答弁しておりますように、学校、そして教育委員会といたしましては、見守り活動をしてくださっている団体、個人の方々に深く感謝を申し上げるところでございます。今後も見守り活動の方々と連携を取りながら、子どもたちの登下校の安全を図っていきたいと思います。

教育委員会も積極的に、小学校、または中学校も含めて、見守り活動の方々のボランティアへの協力を今後も呼びかけていきたいと思っております。非常に注視しておる団体の皆さんでございます。

○桜田秀雄君

車で走り回っていると気が付かないということで、今、実住小学校、東小学校、笹引小学校、この地域を、朝2時間ほど毎日回っておるんですけども、実住小学校は、どこも同じかもしれませんが、子どもたちは7時20分頃から続々と学校に集まってきます。

しかし、実住小学校へ行きましたら、校舎の周りに子どもたちがいっぱいいるんです。どうしたのと聞いたら、校門は開いているけども、校舎へ入れてもらえるのは7時45分頃にならないと入れてもらえませんと、こういうお話なんです。

東小学校、ここは7時30分に開けています。入れていますよね。また、東小学校では、先生方が3人ですかね、横断歩道に出て交通誘導をされている。しかし実住小学校はされていない。各学校、これはばらばらなんですか。その辺についてお伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

各学校では、昇降口を開ける時間が統一されていません。7時半から、先ほど言われた45分ですか、40分から45分の間となっております。それまでは児童は基本的に外で待っています。なお、天候や家庭の都合で早く登校した場合は、家庭科室など特別教室で待ってもらっています。このことについては、保護者の皆様にはご理解をいただいております。

今後は子どもたちの健康及び安全に十分配慮するよう指導してまいります。

○桜田秀雄君

学校の先生は、これはいわゆる雇用関係は千葉県になるんですかね。しかし施設関係については、まちの教育委員会が責任を持つと、こういうふうになっていると思うんですけども、先生方の中には、子育て真っ最中の先生方も大勢いらっしゃると思うんです。朝早く起きて、ご飯を作って、保育園に送り出して、そして学校へ送り出されると、普通の家庭の皆さんと同じような朝の騒々しい時間があると思うんですけども、そうした皆さんは無理ですけども、時間の余裕の取れる先生、あるいは市の管理下にある用務員さんですか、そういう人たちと調整しながら、ぜひ、実住小学校、これから寒くなりますので、学校に着いたら校舎に入れていただきたい。7時30分には校舎に入れるようにご指導を願いたいと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

先ほど、桜田議員がお話になりました職員の朝の出勤の件でございますけれども、非常に仕事の量も、朝は非常に多忙で、校舎内に先生方はいるとは思っております。ただ、そういう反面、様々なことが煩雑になるといけませんので、各ご家庭には、学校は何時から何時の間に開けますので、極力、その時間内に登校させてくださいということを各学校はお願いしているところでございます。とは言いながらも、やはり、各家庭のご事情もありますので、ちょっと早く登校させてしまったりとかというケースもあることは、こちらも承知してございます。

今後、実住小学校だけのみならず、それぞれの学校に対しまして、こういうご意見がありました。そして子どもたちの安全、そして健康を保つために、少し配慮できることはないでしょうかという呼びかけは、私の方で、教育委員会の方で各学校にはしてみたいと思っておりますが、対応につきましては、各学校に任せたいなと思っております。

○桜田秀雄君

中央中学校なんですけど、僕も朝立ちしてびっくりしたんですが、車での送迎が多いんですね。実住小学校も多いですけども。中央中学校の場合には、実住小学校の子どもを送った車が校内で一方通行にされますから、全部中央中学校の横道に出てくるんです。それと重なって本当に厳しい環境にあるなど。あそこに先生方に立ってくれというのも、ちょっとこれは何か事故があったら責任を取られますから、無理だと思うんですけども。建設部長、あの辺については地元というか、詳しいんですけども、何か対応策、あの前の横断歩道も含めて、何か対応策はないですかね。

○建設部長（市川明男君）

中央中学校の前の正門、横断歩道がありますが、現在は民地のところに付いている状態でございます。やはり、横断歩道を設置する際につきましては、道路管理者として協議する際には、必ず待避所の方が最近はなければ設置ができないという形で考えております。

あそこの方につきましては、個人のお宅が正面で、ご協力いただいているところだと思いますが、中央中学校の正門の脇に、また道路が入って混雑をしているという形で、さらに道路事情が非常に厳しい状況という形にはなっております。横断歩道をまた近くに移設というのもなかなか場所がございませんので、これについては、私の方も個人的に危険だと思っておりますので、今後、私なりに調査・研究はさせていただければと思っております。

○桜田秀雄君

何年か前の台風のときに、あそこの校門のところで子どもが泳いでいたんですよ。あそこは大雨が降るたびに、本当に冠水がひどくて、腰くらい来るときもあるんです。びっくりしたんですけども。この前の大雨でも、教頭先生に聞いたら、父兄や近隣の人から電話がいっぱい来て、何で学校はあその前で交通整理をしないんだと、こういうお叱りを毎回受けていると。対応のしようがないという話なんですけども、保護者の皆さんに、あそこはお巡りさんでも交通整理が難しいような状況ですから、自己判断でやってお願いしますと言ってし

まうと、議員としては失格でございますから、やはり、対応策、何とか知恵を絞ってご検討をお願いしたい、このことを要望しておきます。よろしくお願いします。

次に、(2)の見守りボランティアの懇親交流会の開催についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

見守りボランティアの方々との情報交換の場は、団体の代表の方に参加していただいている中学校区連絡協議会、二州小学校教育後援会、川上小学校教育後援会及び八街北小学校学区連絡協議会があり、情報共有や意見交換の場として、会議を年に1回から3回行っております。

今後は、児童生徒の安全・安心な登下校のために、全ての学校区の見守り隊やボランティアの方々の意見を聞き、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、情報交換や意見交換ができる場の設定を検討してまいります。

○桜田秀雄君

私は6時半から8時半まで2時間、回っていますが、本当にボランティアの皆さんは角に立ってやっています。本当に頭が下がるんですが、やはりこうした問題について、今話がありましたように、コロナがあって、子どもたちが感謝を示す場も、今、ないと思うんですけども、子どもたちや、あるいは行政に携わる私たちとしては、どういう形でああいう皆さんに感謝の意を表したらいいんだろうと、そう思うときに、やはり、年に1回くらいはそうした交流会をもって、情報交換をしていただいて、そしてより一層ご協力をお願いしていく、そういう場があってもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺、できれば検討していただきたい、このように思います。

次に、3番目の自転車駐輪場についてお伺いいたします。

八街駅南口有料自転車駐輪場、この登録状況はどのようになっているか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現時点での八街駅の有料自転車駐輪場につきましては、登録可能台数2千187台のところ、登録者数は943台で、登録率43パーセントでございます。

なお、平成30年度は57パーセント、令和元年度は54パーセント、令和2年度は49パーセントであり、年々低下している状況となっております。

○桜田秀雄君

次に2階建て駐輪場上部の撤去についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅前第1自転車駐輪場につきましては、盗難されにくいことから、あえて2段目を利用されている方がおります。

また、将来的には駐車場の改良が必要なことは理解しておりますが、撤去費用もかかること

から、現段階におきましては2段目を撤去することは考えておりませんので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○桜田秀雄君

南口の駐輪場は、当時、人口10万人を想定して作られたと思うんです。そういう意味で機能性を重視して2階建てにされたと。しかし、現状は、先ほど登録台数のお話もありましたけども、年々減少しておりまして、また、人口想定もこれから伸びるということは、まず考えられない、そういう状況にあると思います。

私は毎日見回りをして、今は2階部分を使っている人はそんなに、数名ですよ。ほとんど2階を使う人はおりません。一部、2階を撤去している部分、これは故障したり、あるいは手前の方、あるいは障がい者の関係じゃないのかな、撤去した部分がありますけれども、やはり2階だと、どうしても頭をぶついたり、女性にとっては上げるのは結構大変ですから、利用者がいない。

減っている原因は今言ったように、人口が減っていると。利用者が少なくなっていると。将来的にもこれ以上利用者が増えることは見込めないと、そういう状況にあるんですから、やはり行政は柔軟に対応すべきではないかなと、このように思うんです。行政はサービス業ですから、2階部分はなくなれば本当に使いやすいと思うんです。

そういう意味で、取りあえず、手前の部分、2つに分かれていますよね。手前の部分だけでも2階は撤去して実証実験をやってみたらどうかと、このように思うんですが、部長、どうですか。

○建設部長（市川明男君）

ご指摘のとおり、少子高齢化の進展などによりまして、八街駅前の自転車駐車場の利用者が年々減少しているものと認識しております。

現在の施設につきましては、やはり、本市にとりましては貴重な財産でもございます。こちらの方の整備費用等も高額になるというふうに考えておりますもので、この辺につきましては、財政状況や優先すべき事業などを確認しながら整備手法などを含めて、引き続き慎重な調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

ぜひ、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次に住環境対策でございますけれども、さわやか環境条例、八街にございますけれども、一方で、垣根の適正な管理、あるいは迷惑駐車、こうした問題も市民の皆さん、あるいは議会の中でも再三挙がっています。ぜひ、こうした問題を解決して、住みやすい街づくりをお願いしたいと思いますけれども、そこで、現在あるさわやか環境条例に垣根の適正な管理、あるいは迷惑駐車、これを追加して住環境対策をより一層進めさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

さわやか環境づくり条例は、いわゆるポイ捨て条例として平成10年に制定されました。これは市民の住環境を清潔にすることを目的としており、ご質問の「垣根の適正な管理」、「迷惑駐車」は、この条例の趣旨や目的とは異なることから、追加につきましては難しいものと考えております。

なお、垣根の適正な管理といたしましては、市の管理する道路は道路法に規定しておりますとおり、安全な通行空間の確保が所有者に義務付けられていることから、これまでどおり、民地からの樹木の張り出し等が原因で事故が発生する危険性を所有者に周知し、適正な管理を指導してまいります。

また、迷惑駐車につきましても、道路交通法や自動車の保管場所の確保に関する法律に基づき、違法駐車等の防止として警察に取締りの強化を要請しております。

今後も、警察への情報提供や住民への協力、啓発により、良好な交通環境の確保に努めてまいります。

○桜田秀雄君

確かに市長の答弁にあったように、さわやか環境条例、これはごみのポイ捨てとか、空き缶とか、あるいはふんの持ち帰りとか、そうした内容でございますので、趣旨は違うと思うんです。でも大きな目で見れば、私は一緒だろうと思うんです。

今、建設部土木課を中心に、子どもたちを事故から守るために道路に外線を引いたり、一生懸命努力をされています。しかし、八街の歩道整備率は多分3パーセントちょっとだと思うんです。佐倉市の3分の1くらいですけれども、子どもたちのほとんどは、悪いですけども、U字溝、側溝の蓋の上を歩いている、こういう状況です。

幾ら外線を引いてもらっても、反対側から垣根が出ていけば大変歩きにくい、通学上、安全が確保できない、そういう状況があるわけですから、ぜひ、その辺、垣根条例、今、市長が言ったように法律的ないろんなことがあるというのは、法律に頼るだけではこれはできませんので、ぜひ、総合的な将来の八街を見据えて、同じような条例を2本作っても、市民の皆さんは混乱しますから、ぜひ、まとめられる方向を検討していただきたいと思うんですが、その辺、どうですか。

○建設部長（市川明男君）

先ほど市長が答弁されましたとおり、枝につきましては、やはり所有者の方の財産でもございます。こちらにつきましては、現行の法律上の中では、民法等の形でお願いをせざるを得ないという形がございますので、議員のご指摘のものにつきましては、近隣市等についても、今のところ、状況は私の方では把握しきれれておりませんので、全国の自治体等でどういう条例があるかどうか、そこからまず調査・研究の方をしてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

黎明高校の通学路、駅から黎明高校まで、駅を出るとすぐに外線を引いていただきました。しかし垣根が出ていました。働きかけたら、あんなに立派な垣根を刈ってくれる人もいますね。また、黎明高校の前には外線を引いたけれども、アパートの皆さんが車をずっと止

められていて、私の方から交番に行って何とかありませんかといったら、すぐに問題は解決できるんです。やはり市から働きかけられれば、住民の皆さんも、市民の皆さんもご協力を願えると思うんです。そのためには、どうしても条例がないとできませんので、将来的に垣根の問題を中心にした、垣根問題も入れた条例を検討していただきたい、その辺の検討の余地についてお伺いします。

○建設部長（市川明男君）

先ほども申し上げましたとおり、現行のまず法律の中で要望して、現在につきましては市の方でお願いをしているところでございます。こちらの方は私の知る限りでは、全国自体でも同様の対応をしております。条例が果たして設置をしてあるかどうかというところから、先ほど申し上げたとおり、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

よろしくお伺いします。

次に交通安全対策についてお伺いいたします。

大東区にはスーパーがございますけれども、ここは結構利用者が多くて、最近、あまり利用者が多いことから、道路の反対側に駐車場を増設いたしました。交通量、横断する人も多くなりましたので、ぜひ、横断歩道の設置を関係機関に働きかけをしていただきたい。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

交通規制が伴う横断歩道などの設置につきましては、千葉県公安委員会が管轄していることから、市では地域などからの要望を受けた際、設置条件などにつきまして警察に確認し、必要性があると判断したものについて、佐倉警察署を通じまして千葉県公安委員会へ要望書を提出しております。

今後も、地元区、あるいは学校区等からの交通規制要望につきましては、警察、道路管理者と連携して、適切に対応してまいります。

○桜田秀雄君

よろしくお伺いいたします。

次に2番目の交通安全看板、路上標識等の進捗状況、これはどうなっているか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

通学路の一斉点検に伴う安全対策として設置しました注意喚起の看板につきましては、合計40か所、80枚の設置を完了しております。

また、市道におけるグリーンベルトや外側線などの路面標示等につきましては、短期での対応予定59か所中、現時点では5か所が工事完了、あるいは実施中でありまして、14か所が近々に契約する予定でございます。

また、残りの40か所につきましても、早期の完了を目指して、工事を発注するための設

計業務等に努めているところでございます。

○桜田秀雄君

次に3番目の通学路の時速30キロ速度制限規制範囲の明瞭化についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

速度規制等の交通規制につきましては、千葉県公安委員会が管轄しておりますが、窓口である佐倉警察署交通課に確認しましたところ、市内に時速30キロメートルの速度規制区間は、6か所設定されており、標識や路面標示については、交通規制基準及び道路標識令等に基づき設置しているとのことでございます。

市といたしましては、具体的な規制内容を看板等で設置することはできませんので、「スピード落とせ」、「通学路につき、注意徐行」等の注意喚起看板の設置を検討してまいります。

○桜田秀雄君

八街市には、今、6か所、そのうち4か所が学校に関連した規制区域でございます。これは職員の皆さんが規制をかけるには本当に大変な労力か要ると思うんですけども、やってもらえました。せっかく規制をかけたんですから、それを市民の皆さんに理解していただいて、ご協力をいただかなければ何のメリットもございません。

例えば八街市は、一方通行とか、左折禁止、右折禁止、こうした規制があまりありませんから、皆さんも交通標識はあってもなかなか、僕なんかもあまり分からなかったんですけども、例えば、市役所の前の通り、これは役所の関係ですけども、規制が30キロがかけられている。僕も担当課から言われて、初めて標識があったんだなという感じで、大変申し訳ないと思うんですけども、市民の皆さんもなかなか分からないんじゃないかな。

そういう意味で資料をお配りしてみましたけれども、道路に愛称名を付けてみたらどうかと思うんです。例えば、ここは学校通りですよ、路上標識もありますけれども、スクールゾーンとかがありますけれども。そうした感じで、現在電柱に立てかけた、先ほど市長が答弁した看板、これは公共性が高いということで、多分、無料で付けさせてもらっていると思うんですけども、多少、お金がかかりますけれども電柱を利用した巻看板、これを利用して、ここは八街中学校通り、ここは中央中学校通り、通りに愛称名を付ければここに学校があるんだなと、学校という意識が強くなれば走行する皆さんも注意をなさる、そう思うんです。

ぜひ、多少お金はかかるかもしれませんが、また、東電やNTTさんと交渉すれば、巻看板についてもご配慮をいただけるかもしれませんので、こうした分かりやすいスリムな街づくりを進めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

まず、通りの名前につきまして、建設の方の関係から答弁させていただきます。

あと、巻看板の設置ということですが、その内容について、今ここが何とか通りだとかとい

うことの中で、中学校、小学校がありました。例えば、普通の道路の看板にも近所に学童ありですとか、小学校みたいな、そういった表現ができる看板はあったかと思うんです。それだけでは不十分ではないかというようなことからのこういったご提案かとは思いますが、そういった内容については、やはり精査する必要があると、宣言があるというような表示は当然できない。これは皆さん、分かっていると思うんですけども。

ですから、そこに学校がありますというだけの表示をするのであれば、あえて高いお金を出さなくても、これは若干安くなるというようなお話もされていましたが、まだ相談していないので何とかも言えないんですが、例えば、巻いてある看板でいきますと、1か所で毎月2千円かかるんです。毎月2千円です。ですけど、八街市が電柱のためのお金をもらっているのは年で1本1千円ぐらいの感覚になりますので、金額でこれはできないのかという答弁はしたくないんですが、ちょっと効率的にはよくないのかなということであれば、もう少し違った形で、「この辺には学校があります」というような表示というのは考えていければと思います。

○桜田秀雄君

確かに看板には、いわゆる交通規制に関する文言を入れるのは難しいと思うんです。その辺はいろいろ考えていただいて、検討していただきたい、このことを要望しておきます。

次に八街保育園の国道409号線出入り口側に送迎車輛への譲り合いを促す看板を設置していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街保育園の国道409号線側出入り口につきましては、八街十字路から約50メートルの至近距離にあり、渋滞しやすく、間口についても7メートル程度となっているため、入りづらく出にくい構造となっております。

特に保育園から国道に出る際は、非常に右折しにくい場所となっていると認識しております。

また、国道409号線の歩道については、白線がありますが、十分な歩道幅員はない状態ですので、道路用地内での看板設置は難しい状況です。

そのために、看板の設置については、民地側の対応となりますが、保育園側については両側に住宅が建っており、反対側についても個人商店の駐車場となっていることから、こちらについても、難しい状況に変わりありません。

しかしながら、本園出入り口には道路案内表示板の支柱があり、反対側に電柱がありますので、その支柱や電柱を利用した看板の設置を視野に入れたことを、今後検討していきたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、市長答弁にありましたように、本当に忙しい中、送り迎えして、皆さん、いらいらしながら通っています。

ちょっと考えたんですが、例えば、民間の駐車場には出口に黄色の回転灯なんかを付けている場所がありますけれども、そうしたものを含めて総合的にご検討願いたいと思うんですが、いかがでしょう。

○市民部長（吉田正明）

保育園の入り口、特に表示はございませんので、今、ご提案のあった回転灯の設置ということですが、私もちょうと勉強不足で、回転灯の設置にあたってどういった規制が例えばあるのかといったことについては、私も現段階では承知しておりません。そういったことも含めまして、どういった形が一番いいのか、見やすさであるとか、効果であるとか、そういったことも検討しながら、いろんな手法があると思いますので、そういった中で、そういった入り口が、向こうに保育園がありますよといったような案内ができるような内容の看板設置なり、そういった表示について検討をしております。

○桜田秀雄君

市民の皆さんに優しい柔軟な対応のお願いを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時15分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角 麻子君

公明党の角麻子でございます。

通告に従い順次ご質問させていただきます。

今回は安心して暮らせるまちづくりとして質問させていただきます。

それでは、まず、ごみ出し支援についてです。

筋力の低下や関節疾患がある高齢者にとって、大きなごみ袋や重たい新聞の束をごみステーションまで運ぶのは大変な作業となります。また、年齢が高くなるにつれ、物忘れも始まり、ごみ出しの曜日や分別のルールが分からなくなることもあります。

高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、家族や近隣の手助けが得られにくい状況が進むと、様々な懸念が想定されていきます。

まず、転倒などのけがのリスク。高齢者は骨折しやすいので、このことがきっかけで自力歩行ができなくなったり、寝たきりになったりすることも想定されます。

また、ごみが出せずにいたら、住環境が不衛生となり、深刻化すればごみ屋敷になるおそれもあります。それは健康被害、生命の危機にもつながる可能性もあります。さらに、ごみ

を散乱することにより、近隣とのトラブルに発展するおそれもあります。

このように、ごみ出しが困難であることが周辺や地域に様々な影響を与えることが課題となっております。

そこで、まず、高齢者や障がい者など、ごみ出しを自力で行えない方の現状はどうか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護保険の要介護認定者の80パーセントが後期高齢者となっており、本市の後期高齢者人口は9千人を超え、人口の13パーセントに達していることから、筋力の低下により歩行が困難となり、ごみ出しを自力で行えない方が一定数おられるものと認識しております。

単身者がごみ出しを自力で行えなくなった場合、その多くは親族や近隣住民等による支援がなされているものと考えておりますが、一部の方は訪問介護事業者や市社会福祉協議会の有償サービスにごみ出しを依頼している場合もあるものと認識しております。

○角 麻子君

自治体の一部では、高齢者のごみ出し問題に対する支援制度の設置が進められています。

国立環境研究所の調査報告書によりますと、実際に支援制度がある自治体は全体の2割程度ですが、政令指定都市に限ってみると8割以上が導入しております。規模が大きい自治体から先に取組が始まっております。

その支援策は、申出のあった高齢者世帯のごみを戸別回収したり、ごみヘルパーを派遣して分別や搬出を手伝ったりする方法です。直接行政が行わなくても、シルバー人材センターや社会福祉協議会などの団体に委託して支援をしているケースもあります。ほかにも地域のNPO法人やごみ収集を請け負っている業者がボランティアの一環としてごみ出しを手伝っているケースもあります。

高齢者のごみ出し問題は、社会的に大きな関心を集めており、今後、ますます対策の充実が求められています。

ごみ出しができない住民が増えるであろうと予測される本市の今後の対応として、ごみ出し支援制度の導入を望みますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ごみ出しが困難でありながら必要な支援を受けられない高齢者等は、今後ますます増えていくことが懸念されております。

ごみ出し支援制度とは、ごみ出しが困難になった高齢者等に代わり、他の主体がごみ出しを手伝い、ごみを収集する仕組みでございます。国立環境研究所が平成27年に行った全国自治体アンケート調査によりますと、市町村によるごみ出し支援の実施率は約23パーセントにとどまり、今後さらなる普及が望まれるところであると認識しております。

現在、県内でごみ出し支援を実施している自治体は、千葉市、浦安市、我孫子市、流山市、

市川市、習志野市、船橋市、柏市、鎌ヶ谷市の9市でございます。

本市におきましては、ごみ出し支援制度の導入はしておりませんが、八街市社会福祉協議会と連携を図り、八街市社会福祉協議会が実施しております「在宅有償サービス事業」の中で行っております。独居の高齢者や障がいのある方のごみの片付け支援を市民の皆様にお知らせすることで、活用していただいております。また、NPO法人が実施する粗大ごみを家の外に出す有償支援等も市民の皆様にお知らせすることで、活用していただいております。

そのほか、民間の介護サービス事業者が行う要介護者のごみ出しについて、介護サービスに関する契約書の写しを提示していただくことで、要介護者本人に代わりクリーンセンターへごみを搬入する事業を認めております。

国は、平成29年に、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環廃棄物研究センターにおきまして、これまでの調査・研究で得られた知見に基づいて「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」を作成し、自治体が支援の主体となる「直接支援型」と、自治会やNPO法人等が支援の担い手となる「コミュニティ支援型」について、それぞれの特徴や留意点を紹介しております。

本市といたしましても、千葉市等の先進9市の事例を収集いたしますとともに、「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」などを参考に、関係各課と情報を共有し、環境部門と福祉部門とがしっかり連携しながら、高齢者等のごみ出し支援制度の導入につきまして、さらなる研究を進めてまいりたいと考えております。

〇角 麻子君

今、八街市でされているサービスを幾つかお聞きしました。その中で、社会福祉協議会で行っている有償のサービス「ほほ笑み事業」なんですけれども、それは高齢者自身や家族ができない食事の支度、掃除、洗濯、買物などを代わりにやってもらうサービスです。確かにごみ出し支援としての役割になるものとも思いますが、サービスの利用時間が午前9時から午後5時までとなっています。朝8時半までにごみの収集場所に持っていくには、時間外のため、これは利用できません。

でも、一部の方はごみ収集車の回収時間が9時過ぎに来るような地域であれば、何とか間に合うかもしれません。また、鍵のかかるごみ収集場所ならば、地域の方に了解を得て、前日の夕方などに出すこともできるかもしれません。

でも、どちらにも当てはまらない方にとっては、やはり、ごみ出しが困難なままとなることとなります。

答弁でいただいた3つのサービスだけでは解決できない人が市内にはいるということになります。

2019年の国立環境研究所が260の自治会を対象に実施したごみ出しのメリットに関するアンケートによりますと、ごみ出し支援制度による効果や利点として、高齢者世帯の利便性が向上した。高齢者世帯の福祉が充実した。高齢者からごみを確実に収集できるようになったとあります。

ごみ出し支援は、セルフネグレクトの回避にも役立つとされているそうです。自己放棄とも訳されるセルフネグレクトとは、生きるために必要な行為をするのに必要な意欲や能力を失い、日常生活に支障が出てしまう状態を指します。

2011年にニッセイ基礎研究所が行った調査によると、孤独死の80パーセントがセルフネグレクトによるものであったとされています。この状態に陥る原因としては、配偶者や家族との死別などが挙げられるそうです。

ごみ出し支援は見守りサービスも兼ねながら、衛生環境を保持するための有効な施策だと考えます。住み慣れたこの八街市で、いつまでも暮らせるとの安心感を市民に与えていただけるよう、今後もしっかりと研究していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、認知症対策について質問いたします。

2005年、厚生労働省は認知症施策推進総合戦略、通称「新オレンジプラン」を発表し、「認知症への理解を深めるための普及啓発の推進」を掲げ、その一環として始まったのが認知症サポートの養成です。政府は2020年までに1千200万人以上の認知症サポーターの養成を目指しています。

高齢になると、誰でも認知症になる可能性があります。そのため、1人でも多くの人に認知症を正しく理解してもらい、優しい地域づくりに貢献してもらうことが認知症サポーターを養成する目的です。

そこで、まず、認知症サポーター養成講座の現状はどうか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

認知症のよき理解者を養成する「認知症サポーター養成講座」は厚生労働省の呼びかけもあり、全国各地で開催されております。本市では1回90分程度の講座を、市の主催により、もしくは出前講座として市民の依頼を受けて開催しております。

また、平成23年度からは市の新規採用職員を対象に職員研修の一環としても開催しており、平成30年度からは、小学生向けの養成講座を、市内の小学校5年生を対象に各小学校に出向いて開催しているところでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたが、令和2年度は、主催講座を2回、出前講座を9回、計11回開催し、538の方が受講されております。

今後も「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症のよき理解者を増やしてまいりたいと考えております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

小学校の児童が受講しているということですが、若くして認知症の知識を身に付けた人の存在は、高齢化が進むこれからの社会にとっては大きな財産となるので、ぜひ、今後も続けていってほしいと思います。

社会貢献の一環として認知症サポーターの養成に力を入れている企業も多く、中には社員研修に組み込んでいるところもあるそうですので、認知症サポーターの養成を引き続き推進していただき、特に認知症の人と地域で関わることが多いと想定される小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員などにも向けての養成講座の拡大も、ぜひお願いしたいと思います。

そこで質問なんですけれども、認知症サポーターが今後活躍できる場というのは、どういうことが考えられるのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

認知症サポーターには、認知症のよき理解者として、近隣等の高齢者をさりげなく気にかかけたり、認知症になっても友人関係を続けていったり、家族の話し相手になるなど、様々なことが期待されているところでございます。

今後、認知症の方やその家族などが集う「認知症カフェ」等の開催を検討していく中で、認知症サポーターの方々に協力を呼びかけることを考えております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

今、認知症カフェというお言葉が聞けて、とても期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

認知症サポーターの方を対象にフォローアップ研修を実施している自治体もあります。フォローアップ研修では、グループワークなどを通じて、より地域の実情に即したサポートの可能性、例えば、介護施設でのボランティアや、認知症啓蒙イベントのお手伝いなど、認知症の方々のために、より具体的な活動を検討していきます。

そこで、本市ではフォローアップ研修のようなものは実施しているのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今、ご質問のございました認知症サポーターのフォローアップ研修ということでございますけれども、現在までのところ、本市の方では実施ができておりません。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、実施について早急に計画をまいります。

○角 麻子君

ありがとうございます。

八街市は、ボランティア活動をされている方が非常に多くいらっしゃると思います。ですので、養成講座を受けて、さらにスキルアップをしたいという方も多分いらっしゃるのではないかなと思っております。

認知症サポーター養成講座の講師役のことをキャラバン・メイトといいます。キャラバン・メイトになるためには、やはり研修が必要になります。佐倉市では、ホームページ上で千葉県が主催する「キャラバン・メイト養成研修」を紹介しています。ステップアップ講座の開催が今のところ難しいというのであれば、このようなものを紹介するという形でも、ま

ずはよいのではないかなと思います。

せっかく得た知識を活動に活かしていけるチャンスを市民に発信していくのも行政としてのサービスの1つだと言えるのではないのでしょうか。

認知症サポーターが1人でも多く増え、地域で積極的な活動が展開し、地域全体に偏見のない認知症への正しい理解が広がることは大事だと思います。

認知症の人は、周囲の人とコミュニケーションを取ることが苦手です。急な環境の変化により認知症の症状がそれまでより強く現れる場合もあります。そう考えたときに、避難所での認知症サポーターの活躍も期待ができます。このように認知症サポーターの今後活躍できる場というのは、いろいろと考えられるのではないのでしょうか。ぜひ、認知症の方、また、その家族が安心して暮らせる環境をつくるためにも、今後も積極的に推進をお願いしたいと思います。

厚生労働省によると、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人や家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としています。

具体的には、専門職が家族などの訴えにより、認知症が疑われると、家族などを訪問し、適切な医療や介護を受けられるように支援を行います。本市も平成30年から開始しています。

そこで、本市の認知症初期集中支援チームの現状を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「認知症初期集中支援チーム」とは、医療・介護の専門職が、家族等からの相談に応じて、医療や介護につながっていない認知症が疑われる方や、その家族を訪問し、必要な医療や介護の導入、調整、家族の支援などの初期の支援を包括的、集中的に行うものでございます。

本市では平成30年度から、外部の専門医師の協力の下、主任介護支援専門員と保健師1名でチームを設置しており、現在までに認知症初期集中支援チームが対応した件数は4件となっております。

○角 麻子君

ただいまの答弁で、対応件数が4件ということなんですけども、それまでの相談件数というのはどのくらいあったのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

こちらの相談につきましては、地域包括支援センターの方で相談の方はお受けしておりますけれども、令和3年度の上半期の状況で申し上げますと、高齢者の方に関します相談につきましては180件、このうち認知症に係る相談につきましては、35件という状況でございます。

○角 麻子君

やはり、結構多いなというふうに感じますので、今後ともよろしく願いいたします。

認知症は早い時期に発見して、投薬治療や生活環境の改善などで病状の進行を遅らせることができるかとされています。

認知症の早期発見には、本人や周囲の気付きが最も重要であります。物忘れが激しくなった、同じことを繰り返し尋ねるようになった、こういった現象が高齢者に見られるようになると、認知症の不安が頭をよぎります。でも、病院に行くのもちょっとというときに、自分でできる認知症の気付きチェックというものがあります。質問に答えていき、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があるかどうか分かります。

このような認知症を自己診断できるものを市民に提供してはいかがでしょうか。自治体によっては、担当課の窓口においてあったり、ホームページに載せ、印刷することができるようになっていたり、また、専門機関にリンクできるようになっているなど、身近にチェックできるようにしてあります。

そこで、本市でも認知症自己診断テストの提供を望みますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

認知症は、問診や脳の画像検査、血流量の測定などによって診断されるものでありますが、簡単なチェックによってその可能性が把握できる、いわゆる自己診断項目も幾つか示されているところでございます。本市では平成30年秋に発行しました、広報やちまたの「認知症特集号」に7つの質問からなるアルツハイマー型認知症の早期発見チェックリストを掲載しております。

認知機能の低下については、認知症以外の治療可能な疾患もあります。また、早期発見により進行を遅らせることができる場合もありますので、自己診断テストについて、市ホームページへの掲載や高齢者の集まりで配布するなど、様々な方法で提供してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

自己診断テストは構えずに気楽にチェックできるのがよいところだと思います。また、早期に発見できるきっかけになれると思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、次に、緊急通報装置についてです。

緊急通報装置は、ひとり暮らしの高齢者の方や、体の不自由な方などが日常生活における不安を解消し、ご自宅で安心して暮らしていけるよう支援することを目的としている装置です。

そこでまず、本市の利用者の推移はどうなっているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、体調がよくない高齢の方が電話機に手が届かないところでも通報ができる、緊急通報装置の設置を平成4年度から実施してまいりました。

高齢者のみの世帯を対象に装置を貸与しており、毎月、申請があった世帯への新規の設置

と、長期入院や施設入所、死亡等による撤去があり、令和2年度は新規設置が53世帯、撤去が55世帯でございました。設置世帯数は、平成28年10月末の484世帯と比較しまして、令和3年10月末には453世帯と、5年間で31世帯の減少となっております。

減少の理由としましては、携帯電話やコードレス電話の普及により「電話機に手が届かない」事態が発生しづらくなったことがあるものと考えております。

○角 麻子君

それでは、緊急事態の発生件数はどのくらいあるのでしょうか。また、緊急事態発生時に、例えば、内鍵のために鍵がかかって入室できないで、必要箇所を破壊し対応した事例というのは八街市ではあるのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

発生件数ということでございますけれども、令和2年度の数字の方で申し上げさせていただきますと、令和2年度末時点におきまして、緊急通報装置の設置台数については457台という状況の中で、その中で実際に緊急通報ボタンが押されたというのは65件です。それから、このうち、救急搬送をされたというのは51件という状況でございました。

なお、その際、内鍵等によって必要箇所を壊す、いわゆる鍵の部分壊して中に入るとかといったような事案が発生したかどうかといったところまでについては、大変申し訳ございませんけれども、把握はできておりません。

○角 麻子君

分かりました。

現在、利用できる対象者は65歳以上のみの世帯の方、また、1級、2級の身体障がい者のみの世帯の方となっております。

しかし、現実には日中、高齢者だけになってしまう家庭もあります。勤務先が遠くて、すぐに駆け付けることができない家族は非常に心配だと思います。緊急通報装置を借りることができれば、連絡先を自分以外にもご近所の方にお問い合わせすることによって安心することができるのではないのでしょうか。

そこでなんですが、利用条件の見直しを要望しますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

緊急通報装置の設置対象世帯につきましては、65歳以上の単身者等を対象に事業を開始し、平成8年度からは単身者に限らず、65歳以上のみの世帯を対象に設置しているところでございます。

また、通報時に駆け付けて、状態を確認する協力員につきましては、2名からの承諾が要件となっておりますが、1名のみの承諾であっても設置する運用をしております。

利用条件の見直しにつきましては、日中もしくは夜間帯等に限って高齢者のみとなる世帯を対象に含めることなどが考えられるところでございますが、訪問介護や通所介護、配食サービスなど、高齢者宅を訪問したり、自宅からの送迎を伴うサービスもあり、また、携帯

電話も普及してきておりますので、装置設置対象世帯の拡大につきましては考えておらないところでございます。

○角 麻子君

成田市は、高齢者を除く世帯全員が就労等のため、1日3時間以上不在となる日が一月につき15日以上ある世帯も認めています。また、日中、長時間1人になる方は、別途相談してくださいと、柔軟に対応している自治体もあります。

携帯電話が普及して、利用者が減っているというのであれば、その分、希望する方たちに貸出しをしてあげてもよいのではないのでしょうか。もっと市民に寄り添った対応をぜひお願いしたいと思います。

次に、带状疱疹予防接種についてお伺いいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる痛みやかゆみを伴う発疹が、胴体や顔などに帯のように集まって現れる病気です。加齢などによる免疫力の低下が発症の原因とされ、特に50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

多くの方が子どもの頃に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こるとされ、水ぼうそうが治った後もウイルスは体内に潜伏しており、過労やストレスなどで免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症します。

発症すると、皮膚の症状だけでなく、神経にも影響を及ぼし痛みが現れ、神経の損傷がひどいと、皮膚の症状が治った後も痛みが続くことになります。強い痛みが出ると、髪の毛や衣服が触れただけでも焼けるように痛むそうです。

国立感染症研究所の発表によりますと、日本人成人の90パーセント以上はこのウイルスが体内に潜伏していて、带状疱疹を発症する可能性があると言われております。50歳以上で带状疱疹を発症した人のうち、約2割は3か月以上痛みが続く带状疱疹後神経痛になるとされております。また、带状疱疹は頭部から顔面に症状が現れることもあり、重症化すると視力低下や失明、また、合併症として顔面神経痛にもなる場合もあります。

しかし、予防法があります。それはワクチン接種です。带状疱疹ワクチンには、生ワクチンと最近開発された不活化ワクチンの2種類あり、50歳以上から病院で接種することができます。ワクチンの必要性を知っていたら打っていたのにとの声も聞きます。

今、高齢者に肺炎球菌ワクチンの予防接種が行われていますが、当初はこのワクチンも市民の間では認知度が低いものでした。しかし、あらゆる手段で周知が進み、今では接種を受ける人が増えております。これと同様に、带状疱疹にワクチンがあるといっても、それを知っている人は少ない状況で、病院にポスターが貼ってあっても接種するまでには至らないのが実態のようです。

ワクチンを接種することにより、带状疱疹が予防でき、医療費の削減効果も期待できるのではないのでしょうか。まずは带状疱疹ワクチンがあることを知ってもらうこと、そして、接種してもらう人を増やすことが健康寿命を延ばす取組にもつながるものと考えます。

そこで、周知と接種の推進をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

带状疱疹は、誰でもかかり得る病気であり、重篤化する場合もあることから、地域で開催しております健康教室などで周知を行うほか、病院や診療所、薬局の待合室へのワクチン接種を紹介するポスター掲示など、認知度を高めてもらう取組を検討しております。

○角 麻子君

先ほど、2種類あるワクチンのうち、特に近年に出た不活化ワクチン「シングリックス」の予防効果は、50歳以上で97.2パーセント、70歳以上で89.8パーセント、また带状疱疹後神経痛に対する予防効果も88.8パーセントと報告されており、高い効果が期待できます。

このワクチンは2回接種する必要がある、金額も1回2万円ほどかかり、家庭にとってはとても大きな負担となります。带状疱疹予防接種を希望される方に接種費用の一部を助成する自治体も増えてきました。

そこで、本市においても接種への助成制度を望むが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢化が進む中、加齢などによって発症のリスクが高まり、長期にわたり激痛をもたらす带状疱疹を予防することは、大変意義のあることであると考えております。

带状疱疹は、重篤な症状が出る方もおり、ワクチン接種することが予防に有効とされていますが、定期予防接種化までには至っておりません。

現時点では、接種に対する助成は考えておりませんが、带状疱疹の発症及び重症化を予防するワクチンについては、効果の持続性や発症頻度等から導入に最適な対象年齢、また期待される効果や安全性などについての議論が、国の厚生科学審議会において行われ、定期接種化に向けた調整が進められていると伺っております。

こうした国の動向を踏まえながら、ワクチン助成につきましては今後の研究課題として捉えていますので、ご理解をお願いいたします。

○角 麻子君

今回、この質問をしたのは、带状疱疹後神経痛で苦しんでいる市民の生の声を聞いたからです。助成制度を望む市民がきっと多くいらっしゃるはずで、ですので、どうぞご検討していただけますよう強く要望いたします。

最後に、HPVワクチンについてです。

前回の質問した際、本来なら定期接種の対象期間内に必要な情報を得て、接種について判断すべきであったところを、この情報を得られずに接種の機会を失ってしまった人たちには、改めて接種を受けられる機会が提供されるべきではないのかと訴えさせていただきました。

本年11月15日の厚生労働省の専門家による分科会では、積極的勧奨差し控えにより接

種機会を逃した方への対応として、キャッチアップ接種について議論され、定期接種年齢を過ぎた高校生や大学生相当の女子も時限的に追加で公費での接種対象にする方向で一致しました。今後、救済する対象年齢等について議論され、来年度から接種が始まる見通しと報道されています。

今後、国のキャッチアップ制度が導入された際には、十分な周知を受けることもないまま接種機会を逃してしまった全ての対象者に、国の方針変更と新たに接種機会が確保されたことを速やかに郵送通知で確実にお届けすべきと考えます。

そこで質問です。今後、定期接種対象年齢以外への救済制度が導入された場合の情報提供方法は、どのように考えているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和3年11月15日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応として審議が行われております。

対象者、接種の期間、周知・勧奨の取扱いについて明確に示されておきませんが、救済制度が導入された場合には、市ホームページ、広報、ツイッター、スーパーや医療機関などのポスター掲示などで周知をしたいと考えております。

○角 麻子君

15日の分科会での資料では、ワクチンの有効性は、若年の接種ほどより高いというデータも示されておりました。キャッチアップ接種の対象者は既に年齢が上がっており、希望者は少しでも早く接種をする必要があります。

また、定期接種の対象年齢は最も効果の高い医学的な接種最適時期であり、積極的勧奨再開となって以降も接種最適時期を逃す人をこれ以上出してはいけなないと考えます。

一度下がった接種率を回復させるためには丁寧な周知が重要です。大きな国の方針転換により、対象も多く大変な対応かとは思いますが、キャッチアップ接種も定期接種も制度の対象となり次第、対象者全員に速やかに郵送通知を実施していただけますよう強く要望いたします。私の質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、木内文雄議員の個人質問を許します。

○木内文雄君

公明党の木内文雄です。

新型コロナウイルス感染者数が少なくなっております。これはワクチン接種が順調に進んだことが1つの要因と思います。市役所職員や医療関係者の方に感謝申し上げます。現在、オミクロン株の感染が懸念されます。3回目の接種がスムーズに行われますようお願い申し上げます。

今年6月には悲惨な事故がありました。二度とこのような事故が起きないように市として飲酒運転撲滅に向けた啓発活動を行っていただいております。さらに、児童が安心して通学できるよう通学路等の安全対策をしていただければと思います。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

1番目、八街市庁舎施設の長寿命化計画についてですが、令和3年3月に策定された計画の進捗状況についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市庁舎施設長寿命化計画につきましては、第1庁舎につきましては長寿命化改修、総合保健福祉センターにつきましては大規模改造することを基本方針としております。

長寿命化計画の進捗状況でございますが、今年度、庁舎施設の長寿命化改修工事に関する設計業務といたしまして、庁舎等照明設備改修工事实施設計と受水槽更新工事实施設計を実施しております。

なお、これらのほかには、第3庁舎の壁の部分修繕、風除室の屋根の防水補修工事、第4庁舎の廊下の床修繕、総合保健福祉センターの空調機に関する修繕工事などを実施しており、今後も各庁舎の劣化状況や利用状況、安全性、緊急度を考慮いたしまして、優先度の高い保全項目から順次修繕工事を実施して施設の長寿命化を図ってまいります。

○木内文雄君

この計画は令和42年までの長期にわたるものです。先ほど市長から答弁がありましたように、いろんなことが劣化、懸念がされます。コンクリートの経年化等により、不安要素があります。

庁舎は、前回の台風や大雨での長期にわたる停電でも庁舎に市民が訪れました。先日の和歌山県の地震では、市役所のガラスが割れる等の被害がありました。

避難所として耐震構造等の強化についてお伺いします。

○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

市役所は、駐車場が指定緊急避難場所となっております。庁舎自体は、市民の避難所とはなっていませんけれども、市の防災拠点としての機能強化といたしまして、平成25年に

非常用発電機を整備済みでございますが、市役所全部ではございませんが、第1庁舎、第3庁舎、総合保健福祉センターの主要な場所の照明、電源、エアコンが稼働できるようにはなっております。

なお、第1庁舎につきましては、平成30年度に耐震補強工事を実施しているところでございます。

なお、自家用発電機設備につきましては、3日程度は稼働が可能となっているところでございます。

○木内文雄君

先ほども申しましたけども、コンクリートの劣化により耐震が落ちる可能性がありますので、今後も注視いただければと思います。

さらに再質問させていただきますが、40年間は長期にわたると思います。多額の予算が必要となることから、新庁舎建設の積立金等の計画があれば、伺います。

○財政課長（和田暢祥君）

こちらの方につきましては、公共施設等建設準備基金というのを設けまして、そちらの方に昨年度ですと4千500万円、今年度、今、ちょっと手元には詳しい数値を持っていないんですけども、二千数百万円程度の上乗せで準備基金として基金として積立てをさせていただいているところでございます。

○木内文雄君

調整基金等を使用することになりますと、八街市の財政が一気に悪化する可能性がありますので、40年、長いようにみえて短いので、なるべく早い段階での積立金等をお願いしたいと思います。

続きまして、小中学校・庁舎トイレの洋式化の状況について、今後の計画についてお伺いします。

トイレの洋式化について、令和4年度予算要望をしました。足腰に不安があり和式トイレが使用できない等、洋式トイレへの全面変更が急務と考えます。小中学校・庁舎内トイレの洋式化についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の状況といたしまして、車椅子対応トイレを除きますと、大便器の個数は、第1庁舎15か所、第3庁舎6か所、第4庁舎3か所、総合保健福祉センター21か所の合計で45か所となっており、このうち洋式トイレは第1庁舎6か所、第4庁舎1か所、総合保健福祉センター8か所の合計15か所、率にして33パーセントとなっております。

今後の整備計画といたしまして、第1庁舎につきましては、排水管の劣化が進んでおりますので、排水管の修繕と合わせまして洋式トイレ化を検討してまいります。また、総合保健福祉センターにつきましては、全てのフロアに最低1か所ずつ洋式トイレがございますので、第1庁舎修繕完了後、順次改修を検討してまいります。

なお、小中学校のトイレにつきましては、全体のうち約52パーセントについて洋式化されており、今後の改修につきましては、国の補助制度の動向を注視し、対応してまいります。

○木内文雄君

小中学校においては、52パーセントが洋式化になっているという答弁をいただきました。

近年はほとんどの家庭で洋式トイレが使用されております。児童の中には和式トイレを使用したことがなく、使用をちゅうちょする児童がおります。児童の健康に関わります。小中学校の洋式トイレ化が急務と考えます。具体的な計画をお伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

令和3年度は災害時の避難所となっている小中学校の体育館のうち、トイレを洋式化していなかった小学校7校と中学校1校のトイレの洋式化をいたしました。

今後の小中学校の校舎のトイレの洋式化につきましては、八街市教育施設長寿命化計画に基づき、小中学校13校のうち既に洋式化が完了している実住小学校を除いた12校について、令和5年度から順次整備を進めていきたいと考えております。

○木内文雄君

一日も早く、児童がストレスを感じることなく学校生活を送れるようお願い申し上げます。

続きまして、八街市公営住宅管理に関する方針についてですが、公営住宅の果たす役割について、高齢者や低所得者への住宅提供があると考えます。民間の賃貸では高齢者の入居が難しくなっております。また、保証会社の審査が通らない等で困っている方が増えています。朝陽住宅をはじめとする公営住宅の劣化が進んでおります。住宅環境が悪化しております。

公営住宅長寿命化計画についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市公営住宅長寿命化等計画は、本市が管理する市営住宅について、現状の管理状況や入居者の実情、将来的な需要見通しなどを踏まえ、建物の長寿命化に向けた計画的な管理・修繕などの対策の推進を図るため策定したものでございます。

この計画に基づきまして、九十九路団地及び長谷団地の改修工事などを行っているところでございます。また、実住、富士見、笹引、交進、朝陽の各団地につきましては、新たな募集は行っておらず、退去され、他の入居者に影響のないときは建物を解体しているほか、榎戸団地につきましては、本年度中に建物の撤去が全て完了する予定でございます。

さらに、現在は、笹引団地の居住者を朝陽団地に移転することができるよう、朝陽団地5室の改修工事も進めているところでございます。

○木内文雄君

現在、朝陽住宅につきましても破損等がひどいので、住宅環境が悪化しております。改善等を早急にしていただければと思います。

新たに公営住宅の建設が難しいのであれば、高齢者や低所得者への対応が必要と考えます。

市の考えについてお伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

ご指摘の高齢者等によります対応でございますが、平成29年10月25日に施行されました住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法の制定によりまして、高齢者、障がい者や子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅のうち、一定の規模及び設備などを備えたものを登録する制度が施行されました。この登録制度に登録されました市内の賃貸住宅もあることから、市民の方からご相談があった場合につきましては、この制度をご案内しているところでございます。

○木内文雄君

その制度に当てはまらない低所得者層の方も困っている方がおりますので、そういった方への対応を改めてお願いしたいと思っております。

次に、視覚障がい者への対応についてですが、庁舎内の点字ブロック設置についてですが、現在、福祉センターには点字ブロックが設置されております。また、道路から点字ブロックがありますが、庁舎入り口で終わっております。視覚障がい者の方にとって急に点字ブロックがなくなることの不安があります。

本庁舎1階の改善が予定されると伺っております。その際に、点字ブロックの設置の検討をお願いします。また、各庁舎に点字ブロックの設置についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第1庁舎、第3庁舎内につきましては、建設当時において、ハートビル法やバリアフリー法など、高齢者や障がい者に対応するための法的な基準がなかったことから、点字ブロックは設置を行っておりません。なお、総合保健福祉センターの建設時には、ハートビル法の施行後であったことから、基準を満たして建築しております。

第1庁舎の点字ブロックの設置につきましては、現在、1階フロアの実環境改善の見直しを行っておりますので、レイアウトの変更後における各課の配置に合わせた点字ブロックの設置を検討してまいります。第3庁舎、第4庁舎につきましては、長寿命化計画に合わせて検討してまいります。

総合保健福祉センターの1階につきましては、既に設置してある点字ブロックにつきまして、課の配置が当初からずれたり、カウンターがせり出しているほか、点字ブロックの破損もあるため職員等が誘導しておりますが、今回の組織体制の見直しによって若干レイアウトの変更がございますので、レイアウトの変更後に合わせまして、点字ブロックの設置について検討してまいります。

○木内文雄君

なるべく早い時期に点字ブロックを設置いただくことによりまして、視覚障がいのある方にも不安を感じることなく庁舎に来ていただけたらと思います。

今現在、福祉センターの方に設置されている点字ブロックですが、足ふきマットが設置さ

れておりますけども、足ふきマットが点字ブロックの上にマットが施工されていて隠れてしまっている状況です。足ふきマットは点字マットとして使用できるものがありますので、点字マットへの変更についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、庁舎に設置している足ふきマットは、賃貸借契約をしている業者におきまして、点字マット製品の製造は行っていないため、現状では点字マットへの変更が困難なものとなっております。

今後、点字マットへの変更につきまして、第1庁舎については、未設置となっているロータリー部分から第1庁舎内への点字ブロックの設置と合わせて検討いたしまして、総合保健福祉センターについては、点字マットの設置について検討するとともに、現状の点字ブロックの配置につきましても見直しを図ってまいりたいと考えております。

○木内文雄君

点字ブロックが感じられないことは障がい者にとって非常に不安を感じますので、早めの対応をお願いいたします。

次に、視覚障がい者に対する広報物等の対応について伺いますが、視覚障がい者の家にも普通に郵便物が投函されます。支援等を受けている方がほとんどであります。毎日24時間支援を受けているわけではありません。

市役所からの案内や広報物等の視覚障がい者に対する対応についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市の送付する通知文につきましては、点字による対応はしておりませんが、障害福祉サービスでは、視覚障がいのある方への個別支援として、家族や周囲の方から支援が受けられない場合には、ヘルパーが定期的に訪問する際に、郵便物の読み上げや代筆などの支援を行い、情報収集のサポートをしております。

また、日常生活用具給付事業では、拡大読書器や音声読書器などの視覚障がい者用の機器を購入する場合、自己負担が1割、非課税世帯では自己負担なしで購入することができるサービスを利用できます。

なお、「広報やちまた」や「議会だより」「会報ふくし」などの刊行物につきましては、八街市社会福祉協議会におきまして、ボランティアの「朗読グループやまびこ」により、掲載内容をテープ等に録音して、希望する方に無料で郵送しているほか、ごみカレンダーを点字グループ「ともしび」により、点字で作成するサービスなども実施しております。

○木内文雄君

広報やちまた等の視覚障がい者に対する対応があります。その件については感謝申し上げます。

郵便物の対応についてはありません。視覚障がい者の家に投函された他の郵便物と区別が

できれば、不要な郵便物と分けられます。また、市からの封筒表面に点字の案内をしていた
だくことができれば仕分けもしやすくなります。支援者の方にお問い合わせする際もしやすくなり
ます。

障がい福祉課だけでなく各課にも共有していただければ、サービス向上につながると思
いますが、市の考え方についてお伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

市から送られる封筒に点字の表記をとということかと思えますけれども、一律に封筒に点字を
表記することで、点字への理解ですとか、普及促進といったような効果も期待されるところ
はあろうかと思えます。

今後、点字表記につきましては、他市で行われております事例等も参考にしながら、ほか
にも様々な手法がいろいろあろうかと思えますので、その辺につきましては調査・研究をさ
せていただきます。

○木内文雄君

点字テプラ等、安い値段で貼ることができるものもありますので、そういったところを早期
に購入していただきまして対応していただければと思えますので、要望して、私の質問は終
わりといたします。よろしくお祈りします。

○議長（鈴木広美君）

以上で公明党、木内文雄議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、栗林澄恵議員の個人質問を許します。

○栗林澄恵君

公明党の栗林澄恵でございます。

新型コロナウイルスのパンデミックにより、私たちは日常が失われ、新しい世界を迎えまし
た。ウイルスが私たちの身体と経済を打ちのめし、多くの人々が計り知れない悲惨さと苦し
みを味わっています。富める者も貧しい者もコロナ禍により、私たちは生き方のほとんど全
ての側面に対して再考を余儀なくされ、2年がたとうとしています。

UNDP（国連開発計画）では、「コロナ禍は、持続可能な開発目標（SDGs）を達成す
るための挑戦であると同時に、大きなチャンスでもあります。SDGsは、人類と地球の健
全なかたちをほぼすべて包含しており、達成できれば、すべての人に安定した豊かな生活
をもたらす、地球を健康に保つことができます。新型コロナウイルスによって、人類が受けた
打撃は重大で、今後何年にもわたって影響し続けるでしょう。

百年の時を超えて、世界は共通の目標に向かっています。それは新型コロナウイルスに打ち勝
つことです。『普通の状況に戻す』ということは、単純に実現不可能となりました。なぜな
ら、その『普通』だと考えていたことこそが、この危機を招いたからです。この危機は、私
たちが他者や地球とどれほど深くつながっているかを示しています。

新型コロナウイルスは、私たちの価値観を見つめ直し、2030アジェンダとSDGsが
指し示すように経済、社会、環境の進歩を真にバランスよく実現する新しい開発のあり方を

デザインすることを私たちに迫っているのです。

統合的な解決策は、各国が2030年にSDGsを達成するために、よりグリーンで包摂的な未来を築くための唯一の方法なのです」と全世界の人に呼びかけています。

私が議員となって初めての一般質問でもSDGsを取り上げました。持続可能な開発目標は「誰ひとり取り残さない」との理念から成り立っています。

さきに述べたように、コロナ禍は、持続可能な開発目標を達成するための挑戦であると同時に、大きなチャンスでもあります。

そこで、コロナ禍の今、改めて将来を見据えて、八街市民が安全・安心な暮らしを送れるよう「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた『八街市総合計画2015』後期基本計画」の重点施策、第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って「SDGsと八街市」と題しまして、通告に従い質問いたします。

初めに、SDGsの17のゴール、1. 貧困をなくそう、2. 飢餓をゼロに、3. すべての人に健康と福祉を、4. 質の高い教育をみんなに、5. ジェンダー平等を実現しよう、16. 平和と公平をすべての人に、に当たる要旨（1）結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくりについて伺います。

昨年の12月議会で一般質問しました、結婚する世代の市民に経済的な不安の解消で結婚を後押しし、安心して生活ができるよう支援する「結婚新生活支援事業」が本市でも本年4月より実施されました。

そこで①結婚新生活支援事業は、としまして、現在までの申請件数と補助金額をお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

結婚新生活支援事業は、今年度からの新規事業として、よい夫婦の日である「4月22日」から受付を開始しております。申請状況につきましては、11月末までに5件の申請があり、122万4千192円の補助金交付を行っております。

新規事業でございますので、周知が特に必要なことから、市民課窓口における婚姻届出の手続時に、制度のチラシを配布しているほか、4月と11月の区回覧や、市ホームページ、ツイッターなどより、周知を図っているところであり、今年度の申請件数は8件を見込んでおりますので、引き続き、目標に達するよう市民周知を行ってまいります。

○栗林澄恵君

再質問としまして、せっかくの新規事業で今後も継続していただきたいとの要望から、本事業の課題と今後について伺います。

○総務部長（會嶋禎人君）

結婚新生活支援事業でございますけれども、やはり、地方の定住促進ということで一定の効果はあると思われまます。

しかし、国庫補助対象ということでございまして、今年度の決定額についても、やはり、

当初予定よりも若干の減額の決定がされております。ですので、国から要望額どおりの措置がされないというところは、事業継続としてはちょっと問題になってきている状況であります。

今後でございますが、事業は当然継続していく予定ではございますが、令和4年度につきましては、今、ちょうど協議中でございますので、どれだけの数字を確保できるのかというところは不透明でございますが、当然、事業継続はしてまいります。

あと、国庫補助の要件でございますが、令和3年度から若干制度が変わりまして、拡大されてきます。少し緩くなってきてはいますので、この制度自体は幅広い世代への支援とするためのことと理解していますので、さらなる見直しをしていただければというふうに考えてはおります。

○栗林澄恵君

やはり、多くの市民の方にこの制度があることを知っていただくことから始まると思いますので、引き続き周知の方をよろしく願いいたします。

続きまして、本年9月に初めの新聞記事に、厚生労働省は、「子ども50人に1人はいるとされる『弱視』の早期発見に向け、市町村が行う3歳児健診で、『屈折検査』と呼ばれる検査の導入を促すことを決めた。屈折検査は専用の検査機器を数秒、目に当てるだけで、弱視の原因となる遠視や乱視などを判定できる。しかし検査の機器価格が1台約100万円以上に上り、3歳児健診に利用する市区町村は約3割にとどまる。このため、厚生労働省は、22年度、導入を希望する市区町村に対し、機器の購入費を半額補助する方針を決めた」とありました。

また、「子どもの弱視は成長とともに上がり、6歳から8歳までに決まる。幼少期に強い遠視や乱視などがある場合、早期に治療を行わないと弱視になり、大人になってめがねをかけても十分な視力は戻らない。3歳児健診の視覚検査では、事前に各家庭で視力を調べ、問題があれば健診会場で医師から検査をすることが多い。だが、子どもでは自分の目の状態を正確に説明できなかつたり、保護者が見逃したりする例があり、日本眼科医学会が屈折検査の必要性を訴えている」とも記事にありました。

こちら昨年12月議会で取り上げさせていただき、質問の答弁で「まずは導入をする前に現在の方法につきまして改善の余地がないかどうか。また、最近では動物などのイラストを用いまして、クイズ感覚でランドルト環により視力検査というものができる検査機器というものが開発されているというふうに伺っております。こちらの可能性と併せて、フォトスクリーナーを導入している自治体の検査の実施状況、あるいは導入による効果など、様々な観点から改めて調査研究をさせていただきたいというふうに考えております」とありました。

そこで、調査研究の状況と厚生労働省の半額補助を活用しての、②「弱視」の早期発見へ、3歳児健診で屈折検査導入を、としまして市のお考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問1、日本共産党、京増藤江議員に答弁したとおり、3歳児健診時における眼科検診は、弱視の早期発見に重要であることは認識しております。

3歳児健診時の視力検査において、ご家庭で視力検査を行っていただき、その結果を3歳児健診で保健師が問診などで、ご家庭などの注意すべきしぐさなどを確認して判断に役立てております。

さらにダブルチェックをすることにより、弱視の発見につながることから、フォトスクリーナーの導入に向けて検討してまいります。

○栗林澄恵君

再質問としまして、学校での弱視または見えにくい児童生徒への対応について伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

軽度の弱視の児童生徒につきましては、座席の配置を工夫したり、掲示物の見え方などを配慮し、見やすい大きさにしたりして、学習への支障がないようユニバーサルデザインに気を遣っています。また、1人1台のパソコンもとても有効な学習道具となっております。

○栗林澄恵君

次に、本年の6月会議でも取り上げさせていただきました「コロナ禍における女性の負担軽減」で、「特に小・中学生が生理の貧困状態に陥らないよう、実態をよく把握し、気兼ねなく無償で入手できるよう、手だてを講じてください」との要望に対しまして、八街市の小中学校の実態についてお伺いしました。

加曾利教育長より「現在、市内全小中学校において児童生徒が困らないよう、保健室に生理用品を備えております。学校といたしましては、児童生徒が生理用品を受け取りにきた機会を捉え、困り事に寄り添い、心身の健康相談につなげております。今後も、コロナ禍における女性の負担軽減について社会の動向を注視し、児童生徒が困らないよう、最善の配慮をしてまいります」との答弁がありました。

そこで③「生理の貧困」への対応は、としまして、市内小中学校の現在までの対応と取組を伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

個人質問1、日本共産党、京増藤江議員に答弁したとおり、現在、市内全中学校において、保健室に生理用品が常備してあることや、困ったときはいつでも相談ができることを各トイレの個室に掲示し、生徒へ周知しております。

また、小学校においても、早急に掲示するよう準備を進めております。

教育や支援の場である学校としましては、児童生徒が生理用品を受け取りにきた機会を捉え、健康相談を行い、家庭の経済不安や困難さが把握できた場合には、就学援助制度などの経済的支援につなげていくことができると考えております。

○栗林澄恵君

私は、学校にあっては教育とは別の観点から、トイレにトイレットペーパーがあるのと同じように、生理用品が設置してある。このような社会が当たり前の社会になる、そんな日本、八街市であってほしいと考えています。

また、「生理用品を必要とする人への配布について」もお伺いしたところ、北村市長より「本市においても、タイミングにより対応することは可能であると考えておりますが、支援を行うにあたり、継続的に支援が必要なかどうか、また、地域女性活躍推進交付金の活用も含めまして、今後、調査・研究してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

そこで、調査・研究を踏まえての現状について伺います。

○市民部長（吉田正明君）

国の地域女性活躍推進交付金等も含めた調査・研究ということでございますけれども、その辺の含めた生理用品の配布につきましては、生理の貧困という観点から見ますと、ただ単に生理用品を渡せばよいということではなくて、真に必要とされている方にしっかり配布をするということが、まずは重要であるというふうに考えております。

その対応の一環といたしまして、自立支援相談の窓口となっております社会福祉協議会の方に協力をお願いいたしまして、相談に来られた際に、必要な方につきましては生理用品の方を配布いただいております。

また、10月9日に社会福祉協議会の方で行っていただきました食糧支援、フードパントリー事業の際にも、お米などの食料品に加えまして、生理用品についても配布品目の中に加えていただいたところでございます。また、12月11日土曜日に予定されております第2回のフードパントリーの際にも、同様に生理用品について配布の方の支援をしていただくことになっております。

当面は、こうした社会福祉協議会の協力を得ました生理用品の配布というものを継続してお願いをしてみたいというふうに考えているところでございます。

○栗林澄恵君

再質問としまして、社会教育施設や庁舎内の女性トイレへの常設（無償使用）についてお伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

社会教育施設ですが、中央公民館と図書館の女性用のトイレには、今年12月から生理用品を設置いたしました。また、スポーツプラザにおきましても、準備ができ次第、設置する予定となっております。

○市民部長（吉田正明君）

庁舎内におけます女性用トイレへの常設ということかと思いますが、県内の自治体におけます生理用品の配布状況というものを見ますと、相談などの際に併せて配布をして、在庫がなくなり次第、終了といったような形を取っているところが多いかと思っております。

また、市役所内のトイレに常設をしているといった自治体については、まだそう多くないという状況かと思えます。

また、トイレの方に常設をとということになってまいりますと、今、ご質問いただいている貧困の対策ということとはまた意味合いが違ってくるのかなというところもございますので、当面は先ほど申し上げましたような社会福祉協議会の方にご協力をいただいているような配布を通じたというところでご理解をいただければというふうに思います。

○栗林澄恵君

続きまして、SDGs 17のゴール、1. 貧困をなくそう、3. すべての人に健康と福祉を、4. 質の高い教育をみんなに、6. 安全な水とトイレを世界中に、8. 働きがいも経済成長も、9. 産業と技術革新の基盤をつくろう、11. 住み続けられるまちづくりを、13. 気候変動に具体的な対策を、14. 海の豊かさを守ろう、17. パートナースHIPで目標を達成しように当たる要旨(2)「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくりについてお伺いします。

市民より住宅を新築した後、千葉県浄化槽検査センターより「法第7条検査」の受検案内が届き、「詐欺」を疑われ、私に連絡がありました。環境課に確認したところ、「浄化槽の法定検査は浄化槽使用者に義務付けられている」とのことで、ご相談のあった方へのお知らせをしたことがあります。

また、今夏、環境保全センターと浄化槽協会との意見交換会へ参加する機会がありました。

浄化槽の設置や維持管理に関しては、千葉県の管轄ではありますが、八街市内でも多くの家庭で浄化槽を使用されているので、①浄化槽の法定検査は、としまして、検査の内容についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

浄化槽の使用者は、浄化槽の法定検査を受けることが浄化槽法で義務付けられています。

浄化槽の法定検査は、浄化槽が正しく設置され、正常な機能を発揮しているかどうかを検査するもので、設置後の水質検査と定期検査の2種類の検査があります。

設置後の水質検査は、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に、水質検査を受けることが義務付けられています。この検査は、水質等を検査することにより、浄化槽の設置工事が正しく行われたかどうかを判断するものでございます。

また、設置後の水質検査の後、年1回の定期検査を受けることが義務付けられています。この検査は、保守点検及び清掃が正しく行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを判断するためのものでございます。

法定検査は、浄化槽法の規定により、県が指定した指定検査機関が区域を分けて検査業務を実施しており、八街市は公益社団法人千葉県浄化槽検査センターが検査を実施しております。

千葉県内においては、法定検査を実施している家庭の割合が、県の調査によりますと全国

的に見て低いという状況でありますので、通常の点検・清掃に加えて、法定検査についても実施していただくよう広報紙やホームページ等で周知を図ってまいります。

○栗林澄恵君

今、市長のご答弁にありましたとおり、千葉県は法定検査を実施している家庭の割合が全国で低い状況であることが、参考資料として皆様のお手元に配付させていただきました資料からも確認できます。

令和元年度末の資料によりますと、第7条検査受検率はワースト1位で69.4パーセント、第11条検査受検率でも合併槽でワースト2位の23.0パーセント、単独槽もワースト2位の2.2パーセントで、トータルでワースト3位の11.1パーセント、第11条検査受検率上位は、全て岐阜県で合併槽が99.0パーセント、単独槽が95.2パーセントのトータル97.0パーセントと大差となっています。

1つの要因として、設置基数87万8千218基と千葉県は設置基数が全国で見ても多く、正しい台帳の整備ができていないのではとの意見もあります。

また、県内では成田市、東金市、佐倉市、芝山町が浄化槽の維持管理費用の一部を市、町が補助していて、法定検査の受検率は県内で上位となっています。

本市でも県と協議連携を行いながら、市民の健康な生活、環境保全、防災対策の視点からも単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進のため、浄化槽の仕組みや、市で行っている補助金制度をより一層の周知に努めていただき、その上で、今後、法定検査費用の一部補助等の市のお考えを伺います。

○経済環境部長（黒山崎淳一君）

お答えいたします。

浄化槽の法定検査への助成につきましては、近隣市町の動向を見ながら、今後、研究してまいりたいと考えておりますが、本市では、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対し補助金を交付しておりますので、今後も継続し、さらなる転換の促進に取り組んでまいりたいと考えています。

○栗林澄恵君

続きまして、SDGs17のゴール、1. 貧困をなくそう、2. 飢餓をゼロに、3. すべての人に健康と福祉を、8. 働きがいも経済成長も、9. 産業と技術革新の基盤をつくろう、10. 人や国の不平等をなくそう、15. 陸の豊かさを守ろうに当たる要旨（3）人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくりについてお伺いします。

近年、世界の投資家がSDGsに注目をしています。経済産業省の通商白書2020に「期待される資金源」として、資金不足を担う可能性がある注目されるものの1つが、近年増加しているESG投資である。以前は、企業の収益性や自己資本比率といった収益性のデータを基準に投資判断がなされてきました。これに対しESG投資とは、財務情報だけでなく、非財務情報である環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する取組も考慮した投資で、ESG投資は、2006年に国

連が「責任投資原則（PRI）」を設立したことを契機に広がりを見せている。ESGの要素はSDGsの各項目とも親和性が高いといえ、SDGs達成においてもESG投資は重要である。

また、SDGsの事業展開を重視するESG投資は、既に日本のGDPの5倍、3千兆円との試算があります。

今後は、SDGsの対応が遅れると、企業として淘汰される時代になることから、自治体としてもSDGsに配慮した企業誘致をしているかが重要になってくると思われます。

そこで、①企業誘致は、としまして、市のお考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

SDGsは、国連に加盟する全ての国が、2016年から2030年までの15年間にわたって達成に向けて取り組むべき共通目標であり、国内においても、日本経済団体連合会や各業界団体、地方銀行、さらに個別の企業もSDGsへの取組を進めており、ビジネスの世界では共通言語になりつつあります。

また、新型コロナウイルスのパンデミックによって環境課題や社会課題への意識は個人単位でも高まりを見せており、今後、SDGsに取り組むことが企業にとって「持続」を実現する重要な要素になってくるものと認識しており、こうした企業を積極的に誘致することは本市の産業の発展や雇用の創出に寄与するものと考えております。

現在、本市における企業誘致策としましては、企業立地促進助成金制度がございますが、SDGsへの取組に特化した制度ではございませんので、「持続可能なビジネスを展開する企業の誘致」という視点に立った施策については、今後、研究してまいりたいと考えております。

また、企業がSDGsへの取組を進めることにより期待できる効果として、企業イメージの向上や社会課題への対応による信頼の獲得、生存戦略としての活用、新たな事業機会の創出など、多くのメリットがございますので、市内事業者に対しましても、こうした取組による経済効果についての啓発や、学びの機会等を提供できるよう、八街商工会議所並びに金融機関等と連携を図ってまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

続きまして、SDGs 17のゴール、1. 貧困をなくそう、3. すべての人に健康と福祉を、9. 産業と技術革新の基盤をつくろう、10. 人や国の不平等をなくそう、11. 住み続けられるまちづくりを、12. つくる責任つかう責任、13. 気候変動に具体的な対策を、15. 陸の豊かさを守ろう、16. 平和と公平をすべての人に、17. パートナリシップで目標を達成しように当たる要旨（4）人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくりについて伺います。

女性の活躍を阻む要因の1つに、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」が指摘されます。「共働きでも男性は仕事を、女性は家庭を優先すべきだ」と聞いて疑問を持

たず受け入れているとしたら、それはアンコンシャス・バイアスと言えます。

内閣府男女共同参画局が9月30日に公表した初調査からは、実は多くの人に性別に関するアンコンシャス・バイアスがあることが分かりました。

内閣府の調査は、8月に実施され、20歳から60代の1万300人から回答があり、全36項目について「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合がアンコンシャス・バイアスの割合となり、結果、1つでもそう答えた人は全体の76.3パーセントに上がりました。そのうち、職場における性別役割意識に関する15の項目を見ると、最も多かったものは男女ともに「育児機関中の女性は重要な仕事を担当すべきではない」、2位は男女ともに「組織のリーダーは男性の方が向いている」だった。

また、全ての年代では、女性より男性が職場における性別役割意識が強くありました。

早稲田大学政治経済学部（人事経済学）の大湾秀雄教授は、「国際的に見ると、日本の女性は能力に比べて低い仕事を与えられている。女性の能力が十分に活用されていない現状は日本経済にとって大きな損失だ。結婚、出産をきっかけにした女性の離職率が高い。このため、上司が男性に成長機会を優先して与えようとする。こうした「統計的差別」は、合理的な判断だが、自己成就的でもある。なぜなら、上司のそうした判断に女性が不満を感じ、実際に離職に至るからだ。『目の前の女性も辞めるに違いない』というステレオタイプ（固定観念）で判断するのは、アンコンシャス・バイアス以外の何ものでもない。アンコンシャス・バイアスは非効率な人材投資・配置を招く。それを解消するためには、直感的な判断を避けて熟慮を促すことはもちろん、女性枠を作って女性を登用するなどして現状を変え、ステレオタイプを修正していく努力が求められる。米国の大学にいたとき、教員採用選考の際には、女性を候補に入れることを求められたし、女性を採用しなかった場合には、その説明も求められた。アンコンシャス・バイアスに気付くだけでは不十分で、このような積極的な介入の仕組みが重要だ」と語られています。

そこで、①女性活躍推進は、としまして、市の考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

女性活躍の推進は、これからのまちづくりを進める上で不可欠な視点でございます。

八街市総合計画2015後期基本計画の「5の街 目指します 心の豊かさを感じる街」におきまして、「男女共同参画の推進」を掲げており、また、男女共同参画に関する個別計画である第2次八街市男女共同参画計画を策定し、推進しているところでございます。

この計画は、今年度が終期になっていることから、現在、第3次の計画策定を進めているところであり、さらなる男女共同参画の推進を図るため、SDGsに掲げる目標の1つであるジェンダー平等の実現を中心とした取組を加速するものとして、新たな計画を策定してまいります。

また、この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる「女性活躍推進法」に基づき、市内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策におい

て市町村推進計画として位置付けるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆる「DV防止法」に基づく施策の実施に関する基本計画としても位置付ける予定でございます。

新たな計画の策定にあたりましては、SDG sの視点などの、現計画策定時にはなかった新たな視点や課題を踏まえるなど、実効性のある計画となるよう努めてまいります。

○栗林澄恵君

ここまでいろいろSDG sに関して八街市の考えをお聞きしました。

最後に、②SDG s未来都市に応募する予定は、としましてお考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

SDG s未来都市とは、SDG sの達成に向けた地方自治体による優れた取組を提案した都市を選定する国の事業でございますが、現在、本市では応募する予定はございません。

SDG sの目標には、貧困や飢餓、健康、教育、男女平等、経済成長や持続可能なまちづくり、環境の保全などが掲げられており、これらの取組や理念は、本市の総合計画や総合戦略、各個別計画に掲げる趣旨や施策と同じくするものもあることから、総合計画におきまして、自治体として取り組むべき目標やターゲットを、本市の実情等に合わせて整理をした上で、関連付けを行っております。

このように、本市における各計画の着実な推進や、各部課等における日常の業務への取組がSDG sを進めていくことにつながるものとなりますので、引き続き、総合計画等の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

○栗林澄恵君

冒頭にも述べましたが、コロナ禍の今だからこそ、SDG s達成への挑戦と大きなチャンスだと思います。

また、近い未来、遠い未来の八街市まちづくりの政策・事業に重要となるSDG sは、一人ひとりが意識・行動することからゴール達成へとつながります。

まずは八街市から取組と推進状況の見える化を図り、職員の意識向上と市民への啓発に努めていただくよう要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で公明党、栗林澄恵議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了いたします。

明日12月8日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(延会 午後 2時10分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問